

全国初!!

労使紛争解決手続の実演と名古屋地方裁判所法廷見学・傍聴

「労使紛争解決手続実演・見学セミナー」盛況に開催

去る3月4日、愛知県下各労働基準協会主催による「労使紛争解決手続実演・見学セミナー」を開催しました。第1部では、庄司弁護士の解説を聴く



80名の受講者
庄司弁護士の解説を聴く

当事者にならなければ体験することのない労使間の紛争解決場面を忠実に再現した劇により体感することのできる、全国でも例を見ない形態のセミナーで、KKRホテル名古屋にて80名が受講しました。内容は、①労働局紛争調整委員会によるあつせん



「あつせん」労働局紛争調整委員によるあつせんの場面（庄司弁護士（中央）自らあつせん委員を演じる）

「団体交渉」合同労組との団体交渉の場面（厳しく詰め寄る組合側（左）に困惑する使用者側（右））



「労働審判」地方裁判所での労働審判の場面（労使双方の主張が繰り広げられる）



つせん、②合同労組との団体交渉、③地方裁判所での労働審判。それぞれのケースについて、前後に弁護士による詳しい解説を加えながら、紛争の始まりから交渉の様子、そして解決に至るまで、実際の紛争解決と同様の展開を劇により再現し、

非常に説得力のあるセミナーとなりました。臨場感に溢れた劇の脚本及び解説は、前紛争調整委員である庄司俊哉弁護士、労使紛争の場面を演じるのは当協会の職員が担当。日々練習を重ねた演技は、終了後のアンケートで「素人とは思

えない演技」「迫力があつた」「とてもわかりやすかった」など好評でした。

第2部は名古屋地方裁判所の大法廷見学と裁判員による法廷案内や裁判員裁判についてのDV撮影、法服の試着があり、その後は開廷中の裁判を傍聴しました。個人ではなかなか足を運ぶことの難しい裁判所での体験は、参加者に十分満足いただきました。

当セミナーは、案内当初より受講希望者が多く、受付開始後数日でキャンセル待ちとなつたため、平成26年度は、7月・8月の年2回開催し、実演部分は各種団体等を対象とした出張講演も行う予定です。

お問い合わせ・お申込みは、当協会総合受付にて承ります（☎052-1961-1666）。